

垂井町ソーシャルメディア運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、垂井町情報セキュリティ対策基準第9-2項の規定に基づき、垂井町（以下「町」という。）が広報活動を充実する手段として、町職員（会計年度任用職員も含む。）が公用でソーシャルメディアを活用し、町政等に関する様々な情報（以下「情報」という。）を不特定多数の外部に発信することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ソーシャルメディア LINE、Twitter、Facebook、Instagram、YouTube等インターネット上で提供されるウェブサービスを利用して、サービスの利用者自身が情報を発信し、又は相互に情報のやりとりを行うことができる情報伝達媒体をいう。
- (2) アカウント ソーシャルメディアを利用するために取得した権利及び登録内容をいう。
- (3) 利用者 ソーシャルメディアの利用者をいう。

(運用体制)

第3条 ソーシャルメディアの運用に係る体制は、次のとおりとする。

- (1) ソーシャルメディアの運用を開始する課等の長を運用管理者とする。
- (2) 運用管理者は、情報発信の判断をはじめ、ソーシャルメディアの運用を統括するため、ソーシャルメディアの種類ごとに情報発信の内容、方法等を定めた運用要領等を策定する。

(基本原則)

第4条 職員がソーシャルメディアを利用する際の基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 町職員であることの自覚と責任を持ち、地方公務員法その他の関係法令並びに職員の服務及び情報の取扱いに関する規定を順守しなければならない。
- (2) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意しなければならない。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないように十分留意しなければならない。
- (4) 発信する情報は、正確を期するとともに、一度ネットワーク上に公開された情報は完全に削除できないことを理解し、その内容について誤解を招かないよう十分留意しなければならない。
- (5) アカウントの不正利用及び業務目的外利用をしてはならない。
- (6) その他公序良俗に反する一切の情報を発信してはならない。
- (7) 意図せず、自ら発信した情報により、第三者を傷つけ、又は誤解を生じさせ

た場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解させるように努めなければならない。

(8) 自ら発信した情報に関し、攻撃的な反応があった場合は、冷静に対応し、無用な議論となることは避けなければならない。

(投稿禁止情報)

第5条 ソーシャルメディアにより発信してはならない情報は、次のとおりとする。なお、運用管理者は、利用者による投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合は、予告なく情報の削除その他必要な措置を講じることができるものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又は違反する恐れがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治又は宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権その他の町又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する表現又は内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂又は噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報と特定、開示、漏洩等プライバシーを侵害するもの
- (10) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (11) その他住民の生命、財産、町の行政事務の執行等に重要な影響を及ぼす情報など町が不適切と判断したもの

(著作権等)

第6条 ソーシャルメディアで提供される個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する諸権利は、町又は原著作権者に帰属する。

2 利用者は、内容について、私的利用のための複製、引用等著作権法上認められた場合を除き、無断で複製又は転用してはならない。

(免責)

第7条 町は、ソーシャルメディアを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、一切責任を負わないものとする。

2 町は、掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生した場合、町の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

3 町は、システム障害、保守等により、利用者への事前予告なくアカウントの運用を停止する場合があるものとする。

4 この基準は、利用者への事前予告なく変更又は見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。
- (準用)
- 2 この基準は、メール配信について準用する。